**平成２４年（フ）第１４３６号**
横浜市青葉区荏子田１丁目６番地11　ガーデニアよしむらＡ－２
破産者　丸山　英吉
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１４３７号**
横浜市青葉区荏子田１丁目６番地11　ガーデニアよしむらＡ－２
破産者　丸山　順子
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２０４５号**
神奈川県大和市深見西３－２－37大和病院内、住民票上の住所神奈川県大和市鶴間２丁目12番12号比留川荘102号　南方
破産者　菅原　久江
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２２６３号**
横浜市保土ケ谷区神戸町７番地の９
破産者　五十嵐正美
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２４８５号**
横浜市港南区港南台６丁目32番18号
破産者　彦坂　佳章
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第２５２２号**
千葉県木更津市請西３－７小関ハイツ３号棟405、住民票上の住所横浜市栄区小菅ケ谷４丁目３番７－105号
破産者　牧尾　大介
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２５２９号**
横浜市中区千代崎町４丁目97番地　ベイツ本牧301号室
破産者　角田　　修
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２５７８号**
横浜市青葉区鴨志田町513番地10　プランドールＢ－103、開始決定時の住所横浜市青葉区鴨志田町512番地　市営鴨志田住宅２棟202号
破産者　高橋　光輝
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第６２１号**
神奈川県平塚市広川35番地の１　メルヴェイユ・ヌー湘南202号
破産者　安藤　　操
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第９３号**
新潟県上越市柿崎区上下浜423番地の３
破産者　佐藤　美吉
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

**平成２４年（フ）第１４号**
長野市篠ノ井東福寺681番地、破産手続開始決定時の住所長野市篠ノ井布施高田1122番地１
破産者　白石　幸夫
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３９号**
長野県木曽郡上松町栄町３丁目15番地
破産者　依馬　敏夫
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２３年（フ）第１４０号**
長野県木曽郡上松町栄町３丁目15番地
破産者　依馬　俊子
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第４７０号**
静岡市清水区平川地６－２　イーストサイド202号室、住民票上の住所静岡市駿河区小鹿1739番地の５
破産者　七條　勇司
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第５０４号**
静岡県藤枝市泉町43番地の29
破産者　山本祐三子
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第６１２号**
静岡市清水区蜂ケ谷南町８番３号　サンクチュアリー203号、旧住所静岡市清水区鳥坂1259番地の７
破産者　八木扶美子
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２８６号**
愛知県岡崎市日名西町２番地３　クリエイティブＩＳＫ303、前住所愛知県岡崎市日名中町11番地５　サンアメニティ北岡崎駅302
破産者　宮内　広幸
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第１５１５号**
京都市伏見区納所妙徳寺20番地７
破産者　岸田　　勇
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係